改 正 後

別表1-1

定員1人(1事業又は1施設)当たりの解体撤去工事費間接補助基準単価

(単位:円)

					- 1 -	,
施設	の種	類	標準	都	市	部
救護施設			249,000		<u>261,00</u>	00
更生施設			249,000		<u>261,00</u>	<u>00</u>
授産施設			<u>114,000</u>		<u>119,00</u>	00
宿所提供施設			<u>89,000</u>		93,00	00
社会事業授産施設			<u>114,000</u>		<u>119,00</u>	00
障害福祉関係施設	入所系	(注1)	10,600,000		11,100,00	00
坪市油油 医床加取	通所系	(注1)	<u>5,240,000</u>		<u>5,490,00</u>	<u>00</u>

(注) 1 1事業(施設)当たり単価であること。

2 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

別表1-2

(耐震化等整備を行う場合)

定員1人(1事業又は1施設)当たりの解体撤去工事費間接補助基準単価

(単位:円)

施 設 の 種 類	標準	都市	部
救護施設	<u>330,000</u>	3	46,000
更生施設	<u>330,000</u>	3	46,000
障害福祉関係施設 入所系 (注1)	<u>14,100,000</u>	<u>14,8</u>	000,000

(注) 1 1事業(施設)当たり単価であること。

2 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

別表1-3

(南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく津波避難対策緊急事業計画に掲げる整備を行う場合)

定員1人(1事業又は1施設)当たりの解体撤去工事費間接補助基準単価

(単位:円)

				<u>\+ 4 .</u>	1 1/	
施設	の種類	標準	都	市	部	
救護施設		330,000		346,00	00	
更生施設		330,000		346,000		
授産施設		<u>150,000</u>		<u>157,000</u>		
宿所提供施設		<u>118,000</u>		123,00	00	
社会事業授産施設		<u>150,000</u>		<u>157,00</u>	00	
障害福祉関係施設	入所系 (注1)	<u>14,100,000</u>		14,800,00	00	
卢吉油亚 国	通所系 (注1)	6,810,000		7,050,00	00	

⁽注) 1 1事業(施設)当たり単価であること。

2 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

行

別表1-1

定員1人(1事業又は1施設)当たりの解体撤去工事費間接補助基準単価

(単位:円)

施設	の種	類	標	隼都	市 部
救護施設			243,000		<u>255,000</u>
更生施設			243,000		<u>255,000</u>
授産施設	授産施設				<u>116,000</u>
宿所提供施設			<u>87,000</u>		<u>91,000</u>
社会事業授産施設			<u>111,000</u>		<u>116,000</u>
障害福祉関係施設	入所系	(注1)	10,400,000		10,800,000
焊苦価征 関係他故	通所系	(注1)	<u>5,130,000</u>		<u>5,380,000</u>

(注) 1 1事業(施設)当たり単価であること。

現

2 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

別表1-2

(耐震化等整備を行う場合)

定員1人(1事業又は1施設)当たりの解体撤去工事費間接補助基準単価

(単位:円)

施 設 の 種 類	標準	都市	部
救護施設	<u>323,000</u>	<u>339</u> ,	000
更生施設	<u>323,000</u>	<u>339</u> ,	000
障害福祉関係施設 入所系 (注1)	<u>13,800,000</u>	<u>14,500</u> ,	000

(注) 1 1事業(施設)当たり単価であること。

2 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

別表1-3

(南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく津波避難対策緊急事業計画に掲げる整備を行う場合)

定員1人(1事業又は1施設)当たりの解体撤去工事費間接補助基準単価

(単位:円)

施設	の種	類	標準	都	市	部
救護施設			<u>323,000</u>		339,00	<u> </u>
更生施設			323,000		339,00	00
授産施設			<u>147,000</u>		<u>154,00</u>	00
宿所提供施設			<u>116,000</u>		<u>121,00</u>	<u>)0</u>
社会事業授産施設			<u>147,000</u>		<u>154,00</u>	00
障害福祉関係施設	入所系	(注1)	<u>13,800,000</u>		14,500,00	<u>)0</u>
焊舌储征舆徐施設	通所系	(注1)	6,600,000		6,900,00	00

(注) 1 1事業(施設)当たり単価であること。

2 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

改正

後

現

行

別表1-4

(沖縄振興計画に基づく事業として行う場合)

1事業(1施設)当たりの解体撤去工事費間接補助基準単価

(単位:円)

施設	の種	類	標	準	都	市	部
障害児入所施設(主として重症心身障害児(児童福祉法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう)を入所させるものに限る)			1	1 <u>2,700,000</u>		13,400,0	000
陪宝石处理场长机	入所系		1	1,800,000		12,400,0	000
障害福祉関係施設	通所系	·		5,820,000		<u>6,100,</u> 0	000

(注)都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

別表1-5

(沖縄振興計画に基づく事業として耐震化等整備を行う場合)

1事業又は1施設当たりの解体撤去工事費間接補助基準単価

(単位:円)

施 設 の 種 類	標準	都 市 部
障害児入所施設(主として重症心身障害児(児童福祉法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう)を入所させるものに限る)	16,500,000	<u>17,500,000</u>
障害福祉関係施設 入所系	<u>15,700,000</u>	<u>16,500,000</u>

(注) 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

別表1-6

(公害防止対策事業として行う場合)

1事業(1施設)当たりの解体撤去工事費間接補助基準単価

			(十二:1)
施設	の種類	標準	都 市 部
障害福祉関係施設	入所系 (注1)	<u>11,300,000</u>	<u>11,900,000</u>
	通所系 (注1)	5,590,000	5,860,000

(注)都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

別表1-4

(沖縄振興計画に基づく事業として行う場合)

1事業(1施設)当たりの解体撤去工事費間接補助基準単価

(単位:円)

				<u> </u>
施設	の種類	標準	都市	部
	して重症心身障害児(児童 規定する重症心身障害児 のに限る)	<u>12,500,000</u>	<u>13.0</u>	000,000
陪宝石礼朋友佐凯	入所系	11,500,000	<u>12,0</u>	000,000
障害福祉関係施設	通所系	<u>5,700,000</u>	<u>5,9</u>	<u>000,086</u>

(注)都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

別表1-5

(沖縄振興計画に基づく事業として耐震化等整備を行う場合)

1事業又は1施設当たりの解体撤去工事費間接補助基準単価

(単位:円)

施設	の種	類	標	準	都	市	部
障害児入所施設(主として重症心身障害児(児童福祉法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう)を入所させるものに限る)				16,200,000		<u>17.20</u>	000,0
障害福祉関係施設	入所系			<u>15,400,000</u>		<u>16,10</u>	0,000

(注) 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

別表1-6

(公害防止対策事業として行う場合)

1事業(1施設)当たりの解体撤去工事費間接補助基準単価

(単位:円)

施設	の種	類	標準	都	市	部
障害福祉関係施設	入所系	(注1)	<u>11,100,000</u>		<u>11,600</u>	000,0
	通所系	(注1)	<u>5,470,000</u>		<u>5,740</u>	000,0

(注) 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

改

īF

後

現

行

別表1-7

(公害防止対策事業として耐震化等整備を行う場合)

1事業(1施設)当たりの解体撤去工事費間接補助基準単価

(単位:円)

施設の種類	標	準	都	市	部
障害福祉関係施設 入所系 (注1)		15,100,000		<u>15,80</u>	0,000

(注) 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

別表1-8

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合)

定員1人(1事業又は1施設)当たりの解体撤去工事費間接補助基準単価

(単位:円)

施設	の種	類	標準	都	市	部
救護施設			<u>276,000</u>		<u>289</u>	9,000
障害福祉関係施設	入所系	(注1)	<u>11,800,000</u>		12,400	000,0
	通所系	(注1)	<u>5,820,000</u>		<u>6,100</u>	<u>000,0</u>

(注) 1 1事業(施設)当たりの単価であること。

2 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

別表1-9

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合)

定員1人(1事業又は1施設)当たりの解体撤去工事費間接補助基準単価

(単位:円)

施設の種類	標準	都 市 部
救護施設	<u>366,000</u>	<u>384,000</u>
障害福祉関係施設 入所系 (注1)	<u>15,700,000</u>	<u>16,500,000</u>

(注) 1 1事業(施設)当たりの単価であること。

2 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

別表1-7

(公害防止対策事業として耐震化等整備を行う場合)

1事業(1施設)当たりの解体撤去工事費間接補助基準単価

(単位:円)

施設	の種類	標準準	都 市 部
障害福祉関係施設	入所系 (注1)	<u>14,800,000</u>	<u>15,500,000</u>

(注) 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

別表1-8

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合)

定員1人(1事業又は1施設)当たりの解体撤去工事費間接補助基準単価

(単位:円)

施設	の種類	標準	都	市部
救護施設		270,000		283,000
障害福祉関係施設	入所系 (注1)	<u>11,500,000</u>		12,000,000
	通所系 (注1)	<u>5,700,000</u>		<u>5,900,000</u>

(注) 1 1事業(施設)当たりの単価であること。

2 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

別表1-9

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合)

定員1人(1事業又は1施設)当たりの解体撤去工事費間接補助基準単価

(単位·円)

			(十四:11)	<u>/</u>
施設の種類	標準	都	市 剖	ß
救護施設	359,000		376,000	<u>)</u>
障害福祉関係施設 入所系 (注1)	<u>15,400,000</u>		16,100,000	<u>)</u>

(注) 1 1事業(施設)当たりの単価であること。

2 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

別表2-1

定員1人(1事業又は1施設)当たりの仮設施設整備工事費間接補助基準単価

(単位:円)

					(구 14 :	
施設	の種	類	標準	都	市	部
救護施設			<u>450,000</u>		472,0	00
更生施設			<u>450,000</u>		472,0	00
授産施設			<u>213,000</u>		223,0	00
宿所提供施設			<u>171,000</u>		<u>179,0</u>	<u>00</u>
社会事業授産施設			<u>213,000</u>		223,0	00
暗宝福祉関係施設	入所系	(注1)	<u>19,200,000</u>		20,100,0	00
	通所系	(注1)	9,370,000		9,820,0	00

(注) 1 1事業(施設)当たりの単価であること。

2 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の仮設施設整備工事費基準単価であること。

別表2-2

(耐震化等整備を行う場合)

定員1人(1事業又は1施設)当たりの仮設施設整備工事費間接補助基準単価

(単位:円)

		,	T IZ : 1 37
施設の種類	標準	都 市	部
救護施設	<u>598,000</u>		627,000
更生施設	<u>598,000</u>		627,000
障害福祉関係施設 入所系 (注1)	<u>25,500,000</u>	<u>26.</u>	700,000

⁽注) 1 1事業(施設)当たりの単価であること。

2 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の仮設施設整備工事費基準単価であること。

別表2-3

(南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく津波避難対策緊急事業計画に掲げる整備を行う場合)

定員1人(1事業又は1施設)当たりの仮設施設整備工事費間接補助基準単価

(単位:円)

施設	の種	類	標準	都	市 部
救護施設			<u>598,000</u>		<u>627,000</u>
更生施設			<u>598,000</u>		627,000
授産施設			<u>282,000</u>		296,000
宿所提供施設			226,000		237,000
社会事業授産施設			<u>282,000</u>		296,000
障害福祉関係施設	入所系	(注1)	<u>25,500,000</u>		26,700,000
呼古油仙街冰旭 故	诵所系	(注1)	12.300.000		12.700.000

⁽注) 1 1事業(施設)当たりの単価であること。

2 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の仮設施設整備工事費基準単価であること。

別表2-1

定員1人(1事業又は1施設)当たりの仮設施設整備工事費間接補助基準単価

(単位:円)

施設	の種	類	標準	都	市	部
救護施設			<u>441,000</u>		463,00	00
更生施設			<u>441,000</u>		463,00	00
授産施設			<u>209,000</u>		219,00	<u>)0</u>
宿所提供施設			168,000 176			00
社会事業授産施設			209,000		<u>219,00</u>	00
障害福祉関係施設	入所系	(注1)	18,800,000		19,700,00	00
焊 古 佃 征 闰 床 心 改	通所系	(注1)	9,220,000		9,670,00	00

⁽注) 1 1事業(施設)当たりの単価であること。

2 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の仮設施設整備工事費基準単価であること。

別表2-2

(耐震化等整備を行う場合)

定員1人(1事業又は1施設)当たりの仮設施設整備工事費間接補助基準単価

(単位:円)

44 ED 0 14	·k=	1==	244-	+/11		40
施設の種	類	標	準	都	ф	部
救護施設			<u>585,000</u>		<u>614</u>	,000
更生施設			<u>585,000</u>		<u>614</u>	,000
障害福祉関係施設 入所系	<u>(注1)</u>		<u>25,000,000</u>		26,200	000,0

⁽注) 1 1事業(施設)当たりの単価であること。

2 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の仮設施設整備工事費基準単価であること。

別表2-3

(南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく津波避難対策緊急事業計画に掲げる整備を行う場合)

定員1人(1事業又は1施設)当たりの仮設施設整備工事費間接補助基準単価

(単位·円)

						\ I		
施設	の種	類	標	準	都	市	部	
救護施設			<u>588</u>	5,000		<u>614</u>	,000	
更生施設			<u>585</u>	5,000		614,00		
授産施設			<u>276</u>	000,6		<u>289</u>	.000	
宿所提供施設			222	2,000		<u>233</u>	,000	
社会事業授産施設			<u>276</u>	6,000		<u>289</u>	,000	
障害福祉関係施設	入所系	(注1)	24,900	000,0		<u>26,100</u>	.000	
学 古 油 油 浅 床 心 改	诵所系	(注1)	12.000	0.000		12.500	.000	

(注) 1 1事業(施設)当たりの単価であること。

2 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の仮設施設整備工事費基準単価であること。

改 後 正

(沖縄振興計画に基づく事業として行う場合)

1事業(1施設)当たりの仮設施設整備工事費間接補助基準単価

(単	<u>'</u>	ш,
(+	<u></u> .	1 1/

				(+12.11/
施設	の種類	標準	都	市 部
障害児入所施設(主と (児童福祉法第7条第 身障害児をいう)を入	2項に規定する重症心	23,000,000	:	24,100,000
障害福祉関係施設	入所系	<u>21,300,000</u>		22,300,000
件 日 油 压 因 床 心 成	通所系	<u>10,400,000</u>		10,900,000

(注) 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

別表2-5

別表2-4

(沖縄振興計画に基づく事業として耐震化等整備を行う場合)

1事業(1施設)当たりの仮設施設整備工事費間接補助基準単価

(単位:円)

施設の種類	標準	都 市 部
障害児入所施設(主として重症心身障害児 (児童福祉法第7条第2項に規定する重症心 身障害児をいう)を入所させるものに限る	30,000,000	<u>31,500,000</u>
障害福祉関係施設 入所系	28,400,000	<u>29,700,000</u>

(注) 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

別表2-6

(公害防止対策事業として行う場合)

1事業(1施設)当たりの仮設施設整備工事費間接補助基準単価

(単位·四)

				ν.	T I I I I
施設	の種	類	標準	都市	部
障害福祉関係施設	入所系		<u>20,400,000</u>	21,4	400,000
障害福祉関係施設	通所系		10,000,000	10,4	400,000

(注)都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

別表2-7

(公害防止対策事業として耐震化等整備を行う場合)

1事業(1施設)当たりの仮設施設整備工事費間接補助基準単価

								(単位:	<u>円)</u>
施	设 (の	種	類	標	準	都	市	部
障害福祉関係施	设	入所	系	(注1)		27,200,000		28,500,00	0

(注) 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

別表2-4

(沖縄振興計画に基づく事業として行う場合)

現

1事業(1施設)当たりの仮設施設整備工事費間接補助基準単価

行

(単位:円)

施設	の種	類	標	準	都	市	部
障害児入所施設(主と (児童福祉法第7条第 身障害児をいう)を入げ	2項に規定	でする重症心		22,500,000		23,600,00	<u>10</u>
障害福祉関係施設	入所系			20,900,000		21,900,00	0
件 古 油 证 闰 床 心 故	通所系			10,200,000		10,700,00	0

(注) 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

別表2-5

(沖縄振興計画に基づく事業として耐震化等整備を行う場合)

1事業(1施設)当たりの仮設施設整備工事費間接補助基準単価

(単位:円)

施 設 の 種 類	標準	都 市 部
障害児入所施設(主として重症心身障害児 (児童福祉法第7条第2項に規定する重症心 身障害児をいう)を入所させるものに限る	29,500,000	30,900,000
障害福祉関係施設 入所系	27,800,000	<u>29,100,000</u>

(注) 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

別表2-6

(公害防止対策事業として行う場合)

1事業(1施設)当たりの仮設施設整備工事費間接補助基準単価

(単位:円)

施設	の	種	類	標	準	都	市	部
障害福祉関係施設	入瓦	斤系			<u>20,000,000</u>		21,0	000,000
焊舌 倫征	通凡	斤系			9,840,000		10,3	300,000

(注)都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

別表2-7

(公害防止対策事業として耐震化等整備を行う場合)

1事業(1施設)当たりの仮設施設整備工事費間接補助基準単価

(単位:円)

障害福祉関係施設 入所系 (注1) <u>26,700,000</u> <u>28,000,000</u>	施設	の:	種類		票準	都 市	部
	障害福祉関係施設	入所:	系 (注	1)	<u>26,700,000</u>	<u>28</u> .	000,000

(注)都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

改 正 後

別紙2-8

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合)

定員1人(1事業または1施設)当たりの仮設施設整備工事費間接補助基準単価

(単位·円)

					<u> </u>
施設	の種	類	標準	都市	部
救護施設			<u>500,000</u>		525,000
障害福祉関係施設	入所系	(注1)	21,300,000	22.	300,000
PF 古 1811年1月17年1月17日	通所系	(注1)	<u>10,400,000</u>	10.	900,000

- (注) 1 1事業(施設)当たりの単価であること。
 - 2 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の仮設施設整備工事費基準単価であること。

別紙2-9

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合)

定員1人(1事業または1施設)当たりの仮設施設整備工事費間接補助基準単価

(単位·四)

						(+ III 1)
施設	の種	類	標	準	都市	5 部
救護施設				<u>665,000</u>		698,000
障害福祉関係施設	入所系	(注1)		28,400,000	2	9,700,000

- (注) 1 1事業(施設)当たりの単価であること。
 - 2 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の仮設施設整備工事費基準単価であること。

現 行

別紙2-8

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第11に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合へ

定員1人(1事業または1施設)当たりの仮設施設整備工事費間接補助基準単価

(単位:円)

施設	の種	類	標準	都市	ī 部
救護施設			<u>490,000</u>		514,000
障害福祉関係施設	入所系	(注1)	20,900,000	<u>21</u>	000,000
P字 T T田TLI 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	通所系	(注1)	10,200,000	10	0,700,000

- (注) 1 1事業(施設)当たりの単価であること。
 - 2 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の仮設施設整備工事費基準単価であること。

別紙2-9

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合)

定員1人(1事業または1施設)当たりの仮設施設整備工事費間接補助基準単価

(単位:円)

施設	の 種	類	標	準	都市	部
救護施設			6	50,000		682,000
障害福祉関係施設	入所系	(注1)	<u>27,80</u>	000,000	<u>29</u>	<u>,100,000</u>

- (注) 1 1事業(施設)当たりの単価であること。
 - 2 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の仮設施設整備工事費基準単価であること。